

幕末維新期の石見国における長州藩民政と民心収攬

矢野 健太郎

はじめに

小稿の課題は、幕長戦争の石州口の戦いにおける戦況とその情報受容、および戦後の長州藩による民政の展開について考察することである。

幕長戦争は、長州藩が幕府に勝利した結果、その後の幕末維新期の政治情勢を決定づける転換点となった戦いであった。⁽¹⁾この幕長戦争に関する基礎的文献としては『修訂防長回天史』⁽²⁾があげられるが、史料の出典が不明な点で問題を残す。また、石州口の戦いについては、広汎な地域史料から戦争の経緯を明らかにした『維新前夜石見乃戦』⁽³⁾があげられる。重要な指摘も多い貴重な研究成果ではあるが、本書も出典が不明な史料や典拠史料が不明である記述なども少なくないという問題がある。

このような研究状況のなか、三宅紹宣氏により、幕長戦争の実証的かつ総合的把握が、長州藩、幕府、諸藩の史料の精緻な分析から飛躍的に進められた。⁽⁴⁾石州口の戦いについては、詳細な戦況分析がなされ、勝因としては、①長州藩の散兵戦術とミニエー銃による狙撃が有効であったこと、②戦争の目的の積極的な情宣や民衆への配慮により長州藩がその支持を得たこと、③和歌山、福山、浜田、鳥取の諸藩は旧式の装備と軍事編制であったこと、④松江藩は最新の装備であったが積極的参戦をしなかったことなどが指摘されている。⁽⁵⁾本稿では、こうした戦況の情報が地域において、どのように受容されていたのかに注目して、石州口の戦いについて検討する。

また、戦後の長州藩による民政については、長州藩側の史料から、初期は旧慣の維持を基本方針とし、慶応四年（一八六八）に預かり地となったことを契機に、長州藩の諸制度の導入による行財政機構への組み込みが図られたことは明らかにしたが、⁽⁶⁾それが地域において、どのように展開したのかについては課題を残す。

そこで本稿では、忠正公一代編年史編纂に従事した中村弼による「石州口戦争彙事」⁽⁷⁾と、石見銀山附御料の宮内村（現在の美郷町）の医師松島益謙による「松氏春秋」⁽⁸⁾を手がかりに。先の課題に迫りたい。

一 石州口の戦いの戦況と地域における情報受容

長州藩の勝利に終わった石州口の戦いは、慶応二年（一八六六）六月十六日から七月二十日までで大勢が決した（表1）。この点を押さえた上で、その戦況と地域における情報受容の有様についてみていこう。

1 長州藩の「軍令」と津和野での対応

開戦に先立って、慶応二年四月十一日に総司令の清末藩主毛利元純、主力部隊である南園隊の総管佐々木男也等が軍議を開き、本藩の軍令に基づいて、部隊の戦闘における行動方針となる「軍令」⁽⁹⁾を定めた。

一 其場ニ臨ミ駈曳ノ儀ハ、其日々々指揮可有之候事

一 必ス勝ヲ心掛妄ニ打入申間敷、守備無油断ヨキ機会ニ乗スル可為肝要候事

一 敵之首級ニ眼ヲ掛申間敷、唯タ多ク敵ヲ放殺スヘシ、小利ヲ見ルヘカラス、

表 1 石州口の戦いの戦況

月日	地域	戦況
6/16～17	益田	長州軍 VS 浜田・福山藩
7/13	内田村	長州軍 VS 松江・福山藩
7/15～16	大麻山・周布村	長州軍 VS 浜田・福山・和歌山・松江・鳥取藩
7/16～17	周布村	長州軍と浜田藩の停戦交渉
7/17	浜田	浜田藩の軍議
7/18	浜田	浜田城自焼退去と諸藩軍の撤退
7/20	大森	代官鍋田三郎右衛門の退去

全勝ヲ得ル可為肝要事

一手之手柄ヲ妬ミ或ハ臆病ノ心ヲ抱キ、其危難ヲ傍観於有之ハ、可為大科候

一自分手柄ヲ心掛隊伍ヲ拔掛致スヘカラス、仮令其場ノ高名有之トモ可為敵科

事

一敵地ニ入別テ諸事謹慎荒増ノ所業、有之ヘカラス、務テ人心ヲ得ル可為肝要

事

右此度不肖ノ身トシテ、石州一方ノ大任ヲ蒙リ手足惜所ヲシラス、諸子ノ力

ニ頼リ寸分ノ功ヲ奏シ、大膳様、長門様多年ノ御誠忠相貫度、依テ宗藩軍令

ニ基キ、約束六ヶ条ヲ定メ、諸子ト相誓如件

(傍線筆者)

この軍令では、基本的に個人の武功ではなく「隊伍」による作戦行動が重視され、「多ク敵ヲ放殺」を目的とした方針が示されている。あわせて敵地においては「人心ヲ得ル」ことの重要性も示されており、従来、指摘されてきた散兵戦術に代表される戦術だけではなく、その前段階の軍令において、既に石州口の戦いの勝因につながる方針が打ち出されていたといえよう。

こうした方針のもと長州藩は津和野に進軍した。石州口の参謀であった杉孫七郎の報告によると、中隊(七十一人)を率いて幕府領である畑迫村へ赴き、鉾山経営や金融業を営んだ堀家の堀藤十郎、又太郎父子を呼び出し「此度幕之不処置大島郡之次第も申聞、右ニ付軍用金差出候様申聞候処」と幕府軍の大島への侵攻を伝えた上で軍用金の供出を求め「藤十私力丈ヶ者御用ニ相立候と申候付」との回答をとりつけた。交渉に

においては「条理を以解し」、軍用金の供出は個人の考えではなく長州藩の意向であると「穩ニ申聞」せたとし、「一二万金ハ且々差出可申と被察候」との感触を得ている。堀家がどれほどの額の軍用金を供出したのかは不明であるが、六月十七日の木梨平之進(奥阿武宰判都合役)から杉孫七郎宛の書状に「乍爾堀藤十郎出銀早々御国内送返し御手都合肝要之事奉存候」とあることから、軍用金の供出がなされたと考えられる。

また、津和野藩に対しては、この戦いは、幕府軍の「不正義」に対して「無余義二州士民申合義兵を起し之ニ応申候」であることを承知してほしいとし、津和野に派遣された幕府の軍目付の引き渡しを要求した。その際に「返答次第城下え罷越幕人囚縛、山口表連帰候覚語ニ御座候」と、軍事力を背景とした強硬な姿勢もみられた。津和野藩はこの要求を受け入れ、幕府の軍目付を長州藩へ引き渡し、全面的な戦闘を回避した。

さて、こうした状況が周辺地域でどのように認識されたのかを「松氏春秋」にみてみよう。六月十六日条には「津和野高角人丸の神社を残し、その外農家を奇兵隊放火し陣所となす」とあり、実際には長州藩は津和野藩領の横田と高津をさしたる戦闘もなく押さえていたが、その軍隊は奇兵隊で放火まで行われたと誤認識されている¹²⁾。

また、二十日条には「亀井隠岐守様長州へ御降参、御城明け渡しなり、先達って御入り遊ばされたる関東御軍目附も長州へ御降参、萩へ御入なり」とあり、幕府の軍目付の引き渡しが行われた情報を得ている。津和野で戦闘が行われなかったことや軍目付の引き渡しなどから、津和野藩が降伏したと認識されるに至ったと考えられる。

2 益田・浜田での戦闘

津和野を抜けた長州藩は、六月十六日、扇原関門で浜田藩士岸静江を狙撃し初戦に勝利した。先にみた木梨平之進の書状では「何しても上首尾少しハ憤怨を晴し為

国家敬祝々々」とその勝利を喜んでいる。「松氏春秋」の同日条にも「長勢来り関門守護の大將を鉄砲にて打殺す」とあり、正確な情報を得ている。一方で、扇原関門を突破した長州藩と益田での戦闘において、浜田藩家老松倉丹後の討死の情報と「この条虚なり、松倉は大敗北なれども死せず」との訂正が記されており、戦争下での情報受容において虚実が錯綜した状況にあったことも窺える。翌日の益田での戦闘でも幕府軍は大敗を喫し、「松氏春秋」では「両勢（筆者注：浜田藩、福山藩）ともに大敗北、言語道断、見苦しく御敗北にて御持運びの兵糧武器大砲彈藥硝石ともぐ／＼長勢に奪はれホウ／＼浜田まで御引帰りなり」と、その状況を伝えている。

危機的状況に陥った浜田藩は幕府に対して、長州藩の進軍により浜田、和歌山、福山の諸藩は追いやられ防戦の手段も尽き籠城するほかない状況に陥っているため「依而因幡守様、出羽守様御人数早々相進之候様、使者差立候得共、何分隔地之儀其模様相分不申甚苦心仕候、何卒早々御出勢御応援御座候様仕度」⁽¹⁴⁾と、早急に鳥取、松江両藩からの援軍を要請した。その後、幕府軍は浜田へ集結して立て直しを図ることとなった。

こうした状況のなか、鳥取藩主の池田慶徳⁽¹⁵⁾に対して幕府軍の指揮を執るよう命令が下ったが、慶徳は病を理由に御断の願書を提出した。「石州口戦争彙事」にはこの願書に続いて「右之事件探索仕候條、御注進申上候事」との記述があり、この情報探索により報告されたものであることが分かる。報告者は花房孫太夫と杉山三郎平で、両名とも福岡藩士として名前を確認できる。特に花房は、慶応二年五月には広島において長州藩関係の情報収集と報告を行っており、幕長戦争期も、幕府軍の征長先鋒総督府の置かれた広島において杉山とともに情報収集を行っていたと推測される。幕長戦争の戦況は、全国の諸藩にとっても、藩の将来に大きな影響を与える非常に重要な情報であり、その探索が行われていたといえよう。

益田から浜田へ進軍した長州藩は、七月十三日に内田村で松江藩との戦闘に及んだ。福岡藩士杉山が広島で入手した松江藩士田村豊一⁽¹⁶⁾の報告には、長州藩の進軍の

報を得て、周辺を探索していたところ「如何ニモ長ト相見ヘ四五百人辻」が攻撃してきたため「味方ヨリモ大砲拾発計搏立候処、二三発彼屯集之場処へ打込候故、大ニ敗走致シ山路へ駈逃」と、大砲によって長州藩を撃退したとある。最新式の装備であった松江藩は、石州口の戦いにおいて長州藩を撃退することのできた唯一の藩であった。さらに報告には次のように記されている。

追々敵間合遠ク退去候趣ニ候得共、猶人家或ハ藪隠等ニ潜伏致シ居候有様ニ付、内村ト申処へ人数少シ差遣シ人家放火為致候処、追々燃上リ賊徒大ニ騒立、手筒等打掛候ヘトモ、追々火勢盛ニ相成リ敵大ニ敗走、不残逃去

このように散兵戦術を用い、物陰に潜んで攻撃を仕掛けてくる長州藩に対して、松江藩は人家に放火するという対抗策を用いて戦闘を有利に進めた。幕府軍による人家への放火は益田でも行われており、長州藩はこうした火災の消火を手伝うなどして領民の支持を得たとされる。⁽¹⁷⁾

七月十五、十六日、内田村、大麻山、周布村において、石州口の戦いの勝敗を決することとなる激しい戦闘が行われた。十五日の内田村への長州藩の攻撃は、大麻山の浜田藩を孤立させるための陽動であったとされ、大麻山の浜田藩は、山間部の井野村と海岸部の折居村から攻め込んだ長州藩の攻撃を受けた。参謀の杉とその助役の瀧弥太郎からの七月十七日の報告には「臼砲三丁半位之処ヲ打出候処、敵始而我攻登るを知る」と、奇襲攻撃となり「我臼砲寺内ニ落て敵を討殺ス、火矢寺内ニ相発候事、精鋭隊、国司中隊等殊之外進戦、四ツ時落去」と、午前七時に進軍を開始してから十時には大麻山を攻め落としたとある。また「此日者小銃老人五六発宛之事」とあることから、大麻山をめぐる攻防は陽動作戦と奇襲の効果もあり、激しい戦闘に発展することなく終結した。

翌十六日の周布村での戦闘については次のよう記される。

小隊押寄三口ヲ銃戦大概二丁ヨリ五丁位之距離ニテ装條銃狙撃ち好、敵も昨日之大麻与違ひ大砲小銃等数百発打出し、味方手負等老人而已⁽¹⁸⁾敵討死手負等

多分有之候事、午九ツ時周布川ヲ渡り、大砲亦分捕

午前七時より三方から攻め込んだ長州藩は、「装條銃」(ミニエー銃)による狙撃が功を奏していた。また、前日の大麻山での戦闘とは異なり幕府軍から激しい反撃があったにも拘わらず負傷者は一名のみで、正午には周布川を渡り大砲などを分捕った。この日の戦闘では「壹人ニテ小銃二十発位打候事」とあることから、前日より遙かに激しい戦闘であったことが窺える。

また、長州藩のミニエー銃の有効性については、既に指摘されていることではあるが、このミニエー銃について、長州藩の長沼閏四郎が父に送った七月二七日の書状⁽²⁰⁾のなかで、当時、益田村周辺で次の俗謡が大流行したと伝えている。

幕の御所置と装條銃ハ中ニねじれた筋がある

これは、当時の益田村周辺の人々にとって、①長州藩の装備品の銃が「ミニエー銃」という名称であること、②ミニエー銃は銃身の内部にらせん状の溝の施された施条銃であることが、周知の事実であったことを物語るものであろう。

また、浜田での戦闘について「松氏春秋」の七月十七日条には「長州は智謀計策兼備の人多きにや」と評した上で、次のように記している。長州藩は大麻山の守りが堅かったため十三日に内田村を少数で攻め松江藩を分断し、十四日未明には松明にて大軍を偽装した。これを受けて大麻山を守る浜田藩の松倉丹後は「よし／＼此所は要害堅固と申し殊更ら某控へたれば氣遣ひなし、各々内田へ押寄せ敵勢を相防かるべし」と述べ、各藩の軍が内田村へ向かうこととなった。そして、この一連の軍事行動について「これは敵の旗本を透かし候大計策にて、内田の戦は却って長勢も緩々と相攻め居り候処、大麻山へは大軍一度に討って登り」大麻山を攻略した。つまり、長州藩の軍事行動の実態についての情報を得ているのである。これらの情報をいかに入手したのかについては、不明な点も多く課題ではあるが、いずれも当時の地域社会における情報受容の実態を示す興味深い事例である。

そして、杉らの報告には、浜田藩より「止戦応接頼越ニ付」とあり、浜田藩との

停戦交渉が開始されることとなった。

3 停戦交渉と浜田城自焼

長州藩と浜田藩との停戦交渉の過程を「四境戦争一事」の記述から表2にまとめる。十五、十六日に書状で停戦交渉の開始と会場について決定し、十六日午後七時から、単騎で来た浜田藩使番岡尾朋之丞を二小队で迎え本陣まで警備し、長州藩の杉、瀧と浜田藩の岡尾との間で交渉が開始された。この時、杉は「杉山七郎」、瀧は「水龍助」の変名を使用し、「応接口上ハ極々穏ニ申述置候事」と極めて穏やかに交渉を行ったとしている。問答の概要は表2のとおりであるが「右之外応答数々有之候得共、彼大恐怖困窮之様子ニて答も不相略之」とあり、表2の概要以外の様々な問答が行われたが、岡尾は回答に窮する状況にあったと伝えている。

長州藩が要求していた浜田藩家老からの「御国論」の説明については、七月十七日の岡尾からの書状で、家老は病であるため同列の年寄役の者を連れて行くので交渉を行ってほしいとの申し入れがなされたことが、後にみる「松氏春秋」の記述から明らかとなる。ここから十七日の交渉には、浜田藩から久松寛右衛門と岡尾が出席したと考えられる。

また、⑥とした停戦の下札は次のようなもので、「紀州敗走後処々へ下札」とあることから、時系列としては②、③の前後には出されていたと考えられる。

すふにて	
長州御たいちよう御しよふちニ付	
鉄砲やめ候事	浜田

こうして十六日の段階で戦闘は停止されることとなり、十七日の停戦交渉の場で、長州藩は次のような停戦の証拠書の提出を求める書状を久松へ渡した。

一 御城下え入込候諸兵、来ル廿日迄引取之事
一 尊藩御趣旨之所向、逐一書記可被下候事

表 2 停戦交渉過程

月日	概要	松氏春秋
7月15日	浜田藩より長州藩へ停戦交渉の申し入れの書状（停戦交渉と会場設定の依頼）	○
7月16日	① 浜田藩より長州藩へ停戦交渉の再確認の書状（停戦交渉と会場設定について確認）	○
	② 長州藩より浜田藩へ停戦交渉の受け入れの書状（停戦交渉は受け入れる、会場は今日中に決定する）	○
	③ 浜田藩使番岡尾朋之丞より長州藩へ停戦交渉開始へ向けての書状（急ぎ交渉に入りたいため、岡尾が単騎で周布村彦右衛門方へ出向きたい）	○
	④ 長州藩より停戦交渉会場の書状（周布村庄屋大谷藤一郎宅に滞陣しているので、こちらへ来てほしい）	○
	⑤ 長州藩：杉孫七朗、瀧弥太郎と浜田藩：岡尾朋之丞との停戦交渉 岡尾：長州藩とは親交もあったのに、今日の状況は残念千万である 杉・瀧：幕府の不条理への義兵による抗戦であり、浜田藩の戦死者は気の毒であるが、浜田藩へ怨みがあるのではない。 杉・瀧：停戦交渉については、貴公は御使番役であるので交渉はできないので、御家老においていただいて御国論を聞きたい。我々からはこれまでの経緯を説明する。 岡尾：浜田へもどって協議する。 杉・瀧：停戦については、諸藩であっても領内で発砲があった時は停戦のことを承知するよう説明すること 岡尾：もっともである 岡尾：福山藩、鳥取藩も長州藩と交渉をしたいようであるが、いかがか 杉・瀧：いつでも交渉は受け入れる	×
	⑥ 停戦の「下札」を出す	×
7月17日	長州藩より浜田藩用人久松寛右衛門へ停戦の証拠書提出の書状	○
7月18日	① 長州藩杉、瀧より浜田藩久松、岡尾へ停戦の証拠書催促の書状	○
	② 長州藩より浜田藩へ御城下での砲声、煙炎の確認の書状	○

右二条明十八日朝四ツ半時迄、右近将監様御花押を以他日之証拠ニ相成候様御認可被下候事

停戦の証拠書として、城下の諸藩兵の二十日までの撤退と浜田藩の国論を記したものを、浜田藩主松平武聰の花押を据えて、十八日の午前十一時までに提出することを求めた。期限近くになっても回答がなかったため、催促の書状が周布村庄屋の大谷藤一郎を介して浜田藩へ送られ、受け取った旨の回答も得ていたが、城下から火の手が上がり、状況確認の書状が出されるに至った。

以上が停戦交渉の概要となるが、驚くべきことはこの内容が「松氏春秋」に記されていることである。「御掛合ひ御状写し」とタイトルが記され、停戦過程の浜田藩、長州藩の書状が収められている。その状況を表2の「松氏春秋」の項目に記した。交渉の問答と下札以外のすべての書状が収められており、このほか七月十五日の浜田藩から書状の前に長州藩から出されていた三通の書状と先にみた七月十七日の岡尾の書状が収められている。では、こうした重要情報を松島はどこで入手したのであるうか。情報の入手先について次のように記している。

右九月廿七日写し置くものなり、本書は和木浦小川八左衛門の秘蔵なり、和木将軍と云ふ

松島は九月二十七日に、和木浦の小川八左衛門の秘蔵書を写したとしている。小川家は和木村の村役人などを務めたほか、たたら製鉄や漁業を経営した有力な家で、小川家にはこの情報が、二十七日以前に伝わっていたこととなる。つまり、長州藩における公式報告とほぼ同様の情報が、地域社会において受容されていた実態を示している。小川家がこの情報をどこから入手したのかは、現段階では明らかにされないが、浜田の戦闘における軍事行動の内実や、益田で流行したミニエー銃についての俗謡なども合わせて考えると、幕長戦争における諸情報に関しては、長州藩関係者からの意図的な情報の流布がなされた可能性があるのでないだろうか。この点については今後の課題としたい。

浜田藩との停戦交渉は締結されることなく、浜田藩主の退去と浜田城自焼という結果となった。この点についていくつか史料をみてみよう。まず、十七日の浜田藩の軍議について、先にみた長沼の書状では、一〇人中七、八人の噂ではあるとした上で、次のようであったと伝えている。

十七日夜通し大議論、家老又々周布本陣へ来候計ニ相成候処、上り論起り又下り起り彼是之内時刻過候処ニ、孰レハ流言申出候哉共不相知、高津沖江軍艦六艘程来り候と申事を言出し、皆々大狼狽之様子ニ而時刻過候故、長州勢打出押寄ニ間違無之、防禦之手立も出来不申候付、此上ハ城中城外放火し一先因州へ落合可申と決着、直様放火之由相聞申候

大議論の中、どこからともなく高津沖に軍艦六艘程が到着したとの流言が出て、長州藩の攻め手に間違はなく防衛の手立てもないため、城中城外へ放火し一先ず因幡へ落ち延びると決着したとある。これが軍議の正確な内容を伝えていたかは定かではないが、浜田藩主の退去直後の浜田における人々の認識のひとつであったといえよう。また、このことについては十八日の午前〇時に浜田藩士に対して、次の沙汰⁽²³⁾が出されたことが報告されている。

今日四ツ時より御城并市中不残焼払ニ付て覚悟可致、且太守御城下御立除被成候間、御供仕度者ハ可罷越、残度者ハ勝手次第之事

この沙汰から一〇時間後の十八日の午前十時に、城下で砲声が聞こえ、煙炎が上がった。浜田城と城下の火災についての報告には次のように記されている。

平田常次郎長浜迄罷越様子相伺候処、浜田城下大火ニ付、所之者ニ相尋候処、今朝四ツ時頃ハ出火之由、城下二ヶ所ハ出火ニ而城内も焼候様子ニ相見、尤櫓⁽²⁴⁾ハ無別条有之候由 (傍線筆者)

長州藩の平田常次郎が長浜で探索したところ、浜田城下は大火で、午前十時頃より城下の二カ所から出火し、城内も焼けた様子であったが、櫓(天守)は別条無く残っていたとされる。このことについて「松氏春秋」の七月十八日条では「浜田本

丸より火を掛け落城なり」と記しており、本丸に火を掛け落城したと認識されていた。では、浜田城落城の状況はどうだったのだろうか。その手がかりとして発掘調査の成果⁽²⁵⁾をみてみよう。浜田城の二ノ門の調査で落城の状況を示す遺構が発掘されている。二ノ門では、焼土層、二次被熱を受けて焼けた瓦と幕末期の陶器、炭化した門柱の柱根が発掘されており、二ノ門が幕末期に焼失したことを裏付けている。一方で本丸の天守周辺の調査では、二次被熱を受けた遺物は確認されておらず、現段階では天守焼失の痕跡は確認されていない。先の史料とあわせて考えると、浜田城の二ノ門などは焼失したが、天守は焼失を免れ残存していたと推測される。

浜田城落城直後の、七月十九日の城下の混乱と長州藩による鎮圧の状況を、長沼の書状では「中ニ悪者共火を掛、人を令騒せ、盗せしめ候由之処、城下押入候後、追々収り申候、町家ハ二十計之焼失と承り候」と、城下で放火や盗みが横行していたのを、長州藩が進駐し鎮圧したこと、町家が二〇軒ほど焼失したことを伝えている。また「松氏春秋」の七月十八日条では、「浜田の町人ども御兵糧蔵の戸を打破り」米を盗み、「御宝蔵へ打入り」宝物を盗み「狼藉千万」の状況にあったとしており、十九日条で長州藩による鎮圧の過程を次のように記している。

長防の御方御入りに相成り、それ〴〵に城方、町方と二手に分け御検分、城方の儀、焼跡掃除の儀、百姓町人に御申付け遊ばされ候、町方様の儀は家々御検分にて、右盗み取り候御道具類その外米何々に至るまで、一々御筆記に相成り候、その後町役人どもを御呼び出しそれ〴〵役儀仰付けられ候由

長州藩は城方と町方に分かれ、城方は焼け跡の掃除、町方は盗難品の調査を行い、町役人を介して混乱の収拾を図ったとされる。また、城方の掃除が終了した後には大橋に番人を置いて「この後は壱人も町人迎(入城)相成ず」と浜田城を管理した。そして、二十日条では大橋に次の御制札が立てられたのを松島は見受けたとしている。

この内より浜田御領分において戦に及び候へども、この城を攻め取り人家を焼

払ひの事は素より為さざる心得の処、何故か昨十八日自ら城を焼払ひに相成り、
 気の毒の事に候、就いては御家中たりとも手向ひ致さざる者は差構はず候間、
 その旨御心得安堵せしむべきものなり

石州出張 長防家中

このように長州藩は浜田城下の混乱を収めつつ、七月二十日には幕府代官所のある大森への進軍を開始した。幕府代官の鍋田三郎右衛門は既存の少数兵力では防衛は困難であるとして、二十日に銀山附地役人たちと大森代官所を退去していた。⁽²⁶⁾長州藩は二十一日には大森に入り本陣を構えた。こうして石州口の戦いの趨勢は長州藩の勝利に決し、その後、浜田藩領と幕府領は長州藩の占領地となり、長州藩民政が敷かれることとなった。

二 長州藩民政の展開と民心収攬

石見国の浜田藩領、幕府領における長州藩の民政は、七月下旬から八月中旬にかけては、各地で頻発した一揆の鎮圧と並行して進められ、初期は諸事旧慣によることを基本方針として展開した。⁽²⁸⁾その後、慶応四年（一八六八）一月の朝命によって預かり地となったことを契機に、長州藩固有の行政区画である「宰判」^(さいはん)を成立させ、防長両国と同様の支配体制の確立を図り、大きく転換することとなった。では、こうした民政が地域社会において、どのように展開したのかについて「松氏春秋」を中心にみていこう。以下、特に断らない限り史料の引用は「松氏春秋」による。

1 慶応期の民政

長州藩は七月二十三日の段階で、浜田藩領の村へ藩士を派遣し、村役人たちを集めて、今回の戦争の経緯や今後しばらくの間は長州藩が支配を預かることなどを通達したようである。七月二十三日条には、長州藩の軍事懸引役の進藤判三と三浦彦衛という人物が、二十三日に村々を巡見した後、市木村の割元庄屋宮内慶太郎宅に村役人たちを呼び出し、進藤が次のことを申し聞かせたとある。⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾

今回の戦争については、長州藩主と浜田藩主の間で別意があったわけではないが、戦争となってしまう、図らずも藩主の立ち退きとなってしまった。藩主がいなくては百姓たちも不安であろうから、しばらくは長州藩の御預かりとなるので、農業に精することとした上で、「又近日民政方御入りに相成るべく、その上にて組内諸事取り決め致し申すべし」と、近日中に民政方の役人も来るので、組内の諸事を取り決めることを通達した。さらに加えて、浜田藩士の退去が穩便に行われるようにすること、百姓が迷惑とならないよう浜田藩札も通用させること、今回の浜田城の件は落城ではなく「開城」であるということを達したとされ、浜田藩領民に対する細やかな配慮がなされていたことが窺える。

これを受けて、進藤、三浦に対して、市木組の割元庄屋宮内慶太郎を筆頭に同組村役人十九名が連判で、追って沙汰があるまでは、御軍役や上納は勿論のこと、村々の小前の者達が難渋することなく心を配り、御用向に差支えが出ないように庄屋、組頭たちは、出精してその役を勤める旨の請書を提出した。加えて宮内は市木組の村々の村高についても長州藩に報告をしており、かなり早い段階で長州藩による地役人や村高等についての把握が進められていたことが分かる。

この請書に続いて、請書提出の趣旨と請書を提出することを伝えた、七月二十五日付けの市木組割元庄屋の宮内から出羽組割元庄屋の高橋忠左衛門宛の書状が記されており、長州藩は諸沙汰の伝達に村役人たちのネットワークを活用していたといえよう。さらに興味深いのは書状に記された次の沙汰である。

別しては赤名三次辺へ御他藩の御人数御屯に相成り居り候や、事能く相分り候者を御撰び、昼夜を限らず御差向け、何かと委しく御聞き糺しなさるべく候旨、御沙汰に御座候、尤も御内分に御手入れに相成ること故、御使の者帰り次第此方へ直ちに御差出しなさるべく候

（傍線筆者）

これは赤名や三次の幕府軍への偵察を地元に詳しい住民を選び、昼夜を問わず詳しく調査することを沙汰しており、地域住民を動員してまで情報収集を行おうとし

た長州藩の意図と、いかに情報を重視していたのかが窺える内容である。

長州藩民政における地域住民の民心収攬は、物心両面から展開された。慶応二年八月の記述には次のようにある。

大森鍋田三郎右衛門様退去の砌、関東軍の兵糧米御座候処、空しく敵の手に残し置き候より、国中大小の百姓に遣はすとの御遺言につき、長州様へ御窺ひの上、長州にも至極に思召され村々御配り下げ下され、銀山領難民ども大いに相喜び申し候

幕府代官の鍋田は退去に際して、兵糧米は百姓たちへ遣わすとの言い残していたとして、長州藩へ願ひ出たところ支給され、銀山の領民たちは大いに喜んだとされる。松島の居村である宮内村では、銀で支給され、半分を家別に半分は人別に小児に至るまで支給され、人別では一人につき銀一四匁余となったとされる。こうした米銀などの直接的な支給は「大いに相喜び申し候」とあるように、民心をとらえる上で、即応的な効果があったといえよう。

長州藩の民心収攬は、このような米銀など支給だけではなく、心的側面からも行われた。その代表的なもののひとつとして「越境趣意」⁽³¹⁾があげられる。これは慶応二年八月に記されたもので、次のように始まる。

越境趣意

此度長州境を越石州罷越所々戦争ニ及ひ候趣意ハ、素々事を好候念毛頭無之、唯々不得止事ノ情義ハ相起る訳ニて、今爰ニ其説ノ大略ヲ謂ン

今回の石見口の戦いは、望んで戦争を起こしたわけではなく、やむを得ない理由で起こったことであるため、そのことのあらましを説明するとしている。続いて、ペリーの来航、長州藩の攘夷決行、禁門の変、第一次長州出兵、広島での幕府との交渉、幕長戦争の開戦、石州口の戦い、浜田藩主と幕府代官の退去に至るまでの、幕末の長州藩の情勢が語られた上で、以下の文言が続く。

当領之人民、子之父母ニ捨ラレシ如ク、所々一揆蜂起シ騒動ニ及ヒ、若シ此俚

ニ差置候へハ、人民之苦ミ弥益候事、眼前ニテ我等此辺不忍見鎮撫渡世方之致沙汰候、此上ハ石州人民モ我々ヲ相頼ミ、無疑念職業ヲ勤メル事、元ヨリ当然之事ニ候、嗚呼両君上為皇国御誠意被為尽、何卒御武威相立、万民安堵シ聖天子宸襟ヲ悩マセラレスヤウトノ思召ヲ、反テ奸吏ノ者ドモ己ノ私欲ヲ逞シ、如此争乱ニ立至リ候次第、上ハ天朝ヲ誣ヒ奉リ、下ハ万民塗炭ニ苦ム次第、実ニ十惡遁シ難かるへし、是孰れか正道いつれが正直ならざるか、天地鬼神の照覽マシマス所也、依テ今日我等微志伝聞ノ誤ナカラシメ、其大略ヲ識如此

(傍線筆者)

藩主や代官の退去によって政治的空白となった地域の領民をそのままにしておくことはできないとして、長州藩が鎮撫する、その上は石見国の領民も自分たち長州藩を頼り、自分の職業に専念することは当然であるとした。そして、長州藩主父子の行為と幕閣の行為とどちらが「正道」、「正直」であるかと結んでいる。

このように長州藩は、自分たちの行為が尊皇攘夷に基づくものであること、現在、石見国を占領しているのも「子之父母ニ捨ラレシ如ク」となった石見国の領民のためであるとの論理を構築し、自らの正当性を主張する「越境趣意」を記した。

次に重要になるのは、この「越境趣意」をいかにして石見国の領民に浸透させていったのかであろう。それには次の方法がとられたようである。⁽³²⁾

ヒヤシ浜田真光寺ニオイテ勝蓮寺ノ和尚越境趣意ヲ講釈ス、百姓町人多人数聴聞仕候由、同年九月頃也

長州藩の「越境趣意」は、慶応二年九月に浜田の真光寺院である真光寺において、勝蓮寺の和尚が講釈を行ったとされ、多くの百姓町人たちが聞いたとされる。勝蓮寺の和尚については詳細が明らかにならないが、真宗地域である石見国において真宗寺院での講釈は「越境趣意」による長州藩の主張の伝達にある程度の効果があったと推測される。また、「松氏春秋」巻末には「越境趣意」の写しが収められている。こうした写しが作成されていることからすると、何らかの紙媒体も存在してい

た可能性も考えられる。長州藩は様々な手段を講じて、石見国において自らの正当性の論理を広めていったといえよう。

しかし、地域の安定に向けて長州藩がとったのは、領民への融和的な対策だけではなかった。石見国での一揆が鎮圧された慶応二年八月二十四日に「一揆鎮静之儀ニ付てハ、銘々連印を以請状をも差出置、又々徒党せしめ候もの可処厳科段、度々令沙汰候ニ付、歎願筋有之候へハ、筋々を以穩便ニ申出⁽³³⁾」と、徒党を組む者は厳科に処すとし、願いがあれば穩便に願い出ること、さらに一〇人以上で集会するものがいれば、兵馬を差し向けて鎮圧すると沙汰した。

次に、民政において重要な課題である年貢徴収と通商の状況を確認しておこう。浜田藩領と幕府領の年貢徴収について、慶応三年三月には次のように記されている。

この節浜田領大小の百姓一統、長州の仁沢を喜ぶ、六万石を五万石の御取立て、その上石四升掛りと申す御用捨、その外御救ひ数々なり

銀山領はこれに反し、御値段下げ、金歩戻などこれ無く、その上救民拝借等も歎願書御受込みに相成り候へども、御貸付無く、また河本、三上氏などと申して、前代これ無き大割庄屋など出来、何事も御本陣直訴相成らざるより、不益の入用過分入り候と申して、一統迷惑の思ひを抱く、関東の御仁政今日に至り、偲ばしく思う由なり

まず、浜田藩領においては、六万石の年貢が五万石へと減免され、詳細は不明ではあるが「四升掛り」という免除、このほかに数々のお救いが実施され「長州の仁沢を喜ぶ」状況にあった。

一方の幕府領においては、年貢の値下げや割り戻しも無く、救民拝借を願い出ても御貸付もなかったとされ、浜田藩領とは対照的な状況にあった。さらにはこれまでなかった「大割庄屋」（大庄屋的な役割を担ったと推測される）が新設され御本陣への直訴も禁止されたことで、「不益の入用過分」の迷惑な状況となり、長州藩の民政に対する評価も「関東の御仁政今日に至り、偲ばしく思う」という、浜田藩

領とはまったく逆の状況となった。

こうした評価の要因のひとつが年貢徴収であったのは間違いない。さらに幕府領で問題となったのは「大割庄屋」の新設と直訴の禁止による願書上申の費用の増加であろう。

この点について、長州藩では、村の内部に集落のまとまりとなる組があり、組に畔頭^{くわし}、村に庄屋、数カ村のまとまりである宰判には大庄屋が置かれ、畔頭、庄屋、大庄屋は管轄する地域の民政における様々な実務に携わっていた⁽³⁴⁾。そのなかで願書上申は、畔頭から庄屋、庄屋から大庄屋を経て藩へと提出された。石見国における願書上申について、慶応二年八月に長州藩は次の指示を出している。

民間何なりとも願ひの儀これ有る時は、百姓は五人頭、五人頭より組頭、組頭より庄屋を以て願ひ出づべしと仰せられ候由

願書上申については、百姓から五人組、組頭、庄屋の順に上申していくことが沙汰された。これに加えて「大割庄屋」を設け願書上申の中に位置づけることで、長州藩と同様の大庄屋を介した願書上申の手続きの導入を図ろうとして、幕府領の村々との間に軋轢を生じることになったといえよう。また、幕府領の年貢徴収については、慶応三年十二月に「十二月より御上様御年貢代銀御値段下げこれ有り、当村へ〆百三十五匁を御下げ下され候由」とあり、減免がなされることとなった。

当該期の石見国における通商をめぐることは、慶応二年十月の段階で、長州藩は、石見国と萩や赤間関、安芸国との間での限定的な通商を、商人たちに「印鑑」を発行することで、その管理を行おうとした⁽³⁵⁾。この通商管理の実態については明らかとならないが、同月の記述には次のようにある。

長州様頻りに御仁政を御行はれ、国民一統相喜ぶ事限り無し、塩米等過分に長州より御舟にて浜田表へ御廻しに相成り、十月下旬に至り塩杯余程下値に相成る

この時期には長州から塩や米などの物資が過剰に浜田へと送られ、物価も大きく

下がることとなった。ただし、こうした状況は長くは続かなかったようで、慶応三年五月の様子を次のように伝えている。

又々銀・浜領ともに嚴重に相成り、芸雲の諸人通商を禁ず、浜田領市木駅、高見村へも関門を付け、長州隊中出張に相成り、石人芸国へ行かれず芸人石国相成らず、実に諸人極々迷惑に及ぶ、困り果てたる風情なり

石見国の警備が嚴重となり芸芸国、出雲国との通商が禁じられ、人々は「極々迷惑」で、困り果てた状況となった。また冒頭に「又々」とあることから、通商禁止は、これ以前にも複数回にわたって発生していたと考えられる。しかし、この通商禁止についても、翌月には「芸石の間、通商印鑑にて出来候様に相成る」とあり、「通商印鑑」による芸芸国との通商が再開されるに至った。このように通商については、石見国の領民の生活の維持と戦時的な緊張感の高まりとの関係から、禁止と解除が繰り返して行われていた。そして、それは年貢徴収と同様に、長州藩民政の評価へ直結する問題でもあった。

この様な緊張感のなか展開した長州藩民政の転換点となった、石見国が長州藩の預かり地となつてからの民政を次にみていこう。

2 宰判の成立と長州藩民政の終焉

慶応四年一月二十八日、朝廷より石見国（浜田藩領と幕府領）と豊前国（企救郡）について、次の命令があり、石見国は長州藩の預かり地となった。⁽³⁶⁾

此度以家老申出候豊石両地返上之旨趣被聞食候、右両地之儀者追而御所分可被仰出候得共、当分之處其藩江御預相成候間、是迄之通処置可有之候事

このことについて、慶応四年二月二十二日条には「豊・石両国ともに天朝より長州様へ御預かり所と相成り候廻文来る、当浜・銀両領の役人とも、廿八日大森本陣へ御喜びに出る」とあり、その知らせがもたらされ、浜田藩領、幕府領の役人たちもそれを喜んだとある。しかし、それに先立つ慶応三年十二月二十一日条には次のように記されている。

長州より早追ひ御入り、長州御父子へ当国永裁許の儀、天氣に依り御免に相成り候由にて、大森・浜田御慶賀斜ならず、下民一統も万歳を唱ふ

長州から急ぎの知らせが来て、朝廷が長州藩主父子に石見国の支配を許可することが告げられ、大森も浜田も大変な喜びようで、領民は万歳を唱えたということになるであろう。松島の年月日等の記載の誤りの可能性も否定できないが、仮にこれが事実であったならば、石見国を長州藩の預かり地とすることは、正式な命令が出されるよりも一月以上も前の段階で、決定されていたということになるであろう。朝廷と長州藩との意思決定をめぐる問題を検討する上でも興味深い事例である。

正式に石見国が長州藩の預かり地となったことを受けて、慶応四年四月二十七日に郡奉行の小幡図書より二つの沙汰が出された。⁽³⁷⁾一つ目は、六条からなる長州藩固有の行政区画「宰判」の導入を図るもので、概要は①諸沙汰物に宰判と記す（一条）、②触の伝達経路を防長両国同様の仕法へ変更する（二条）、③諸事は両国同様としつつも、事柄によっては詳細を郡奉行へ申し出て沙汰を仰ぐ（六条）とされ、浜田藩領に浜田宰判、幕府領に大森宰判を成立させる方針が打ち出された。

二つ目は、民政の基本方針を示した七条で、①長州藩の地方支配の基本法「郡中制法」の読み聞かせの実施（一条）、②宗門究、戸籍、山林管理については両国同様とする（二、四、六条）、③年貢割符、浜田市中の支配については、旧慣を引き継ぐ（三、七条）といったことが示された。こうして浜田藩領、幕府領は長州藩の行政機構に組み込まれていくこととなった。⁽³⁸⁾

では、大きく転換した石見国における長州藩民政の状況を確認しておこう。まず、慶応四年五月の大森宰判所の代官である武田伊兵衛の就任について、次のように記される。

大森民政方御大將は当度御入りの御姓名、武田伊兵衛様と申す由、御入りに相成りて新参のこと故、又々万事新たに相成り、名寄帳など二冊宛差上げ候事の由、寸分近來は御上様御きまりこれ無きにつき、御交代の度毎に色々の事御尋

ねに相成り、村入用過分かかり、皆々一同迷惑に拝し候へども詮方なし

新たな代官の就任により、名寄帳などの提出が求められたことや、担当役人の交代の度に色々と確認がなされたようで、仕方が無いとはしながらも「村入用過分かかり、皆々一同迷惑」であるとしている。また、五月十一日には大森本陣を「御代官所」と称するとの通達がなされ、大森宰判が確立していく状況が窺える。

次に、この時期の長州藩の救民施策と年貢徴収についてみてみよう。慶応四年閏四月には、隣接する広瀬藩において米の安売りが実施されたため、人々は赤名村の富彦を通じて購入をしたが、「長州様は一向御値段下げもなく弥増嚴重なり」と、安売りを実施しなかったため、金銀が安芸国や出雲国に流出し、「国民金子の無きに困る」状況となったとある。また、領民が米の支給を求めた際の対応について、慶応四年五月の記事に次のように記される。

又これまで米入用の者、望み次第にて受け来り候処、これまた長州やかましく申立て、大森代官所の御添へなど入り候由、色々とむつかしき事始まり、格別賞し申さず

長州藩が、その手続きに際して「やかましく申立て」きたため「色々とむつかしき事」になり始めたということであろう。これは、先にみた長州藩の願書上申の手続きの導入を推し進める動きと捉えられる。そして、それは「望み次第」で支給がなされてきた幕府領の領民にとっては「むつかしき事」でしかなく、願書上申における長州藩との溝は、なかなか埋めることはできなかったといえよう。

浜田藩領、幕府領の年貢徴収については、慶応四年六月の記述にそれぞれ次のようにある。

浜田領は御年貢米代銀旧三百七十五匁余の処、三百八十五匁余に相成る、御勘弁もこれ有るか一統存じ居り候処、右の通り増値に相成り候趣、格別百姓ども上を賞せず

浜田藩領では、領民は減免を期待していたところ増額となり「百姓ども上を賞せ

ず」と、領民が長州藩を批判する状況となった。

幕府領の状況は、次のように記される。

当年長州様御上納御取立て御嚴重と申す内、一統百姓ども極難につき、何村も同様納金むつかしく延引に相成る内、少々とも納め候分は端金は受取らぬ忤と、郷宿どもよりもむつかしく申し、村々百姓ども牛杯下値に相売り、実に言語道断の事なり、斯様にてはとても以来百姓ども立ち行かず忤、勿体なくも恐れ多くも上を怨む者多かりける

これによると、長州藩の年貢徴収が非常に嚴重に行われ、何カ村も上納が困難で延引となり、部分的な上納も受け付けないため、百姓たちは上納金の捻出のために牛などの売却を行うなど、百姓の成り立ちもままならなくなる「言語道断」のこととなり、長州藩を怨む者が多い状況となっている。浜田藩領、幕府領ともに宰判成立後の年貢徴収は、より嚴格に行われることとなったといえよう。

幕府領の状況はさらに悪化したようで、六月末の状況を次のように伝えている。

月末に相成り金銀弥々払底に相成り、国内村々御上納出来申さず、実に必死困窮と相成り一統泣くより外手段も無き処、御上にも凡そ御耳に入りたるや、御上納も少し緩かせに相成り

金銀の払底により、村からの上納がいよいよ困難となって、ようやく長州藩は年貢徴収を少し緩やかにしたのである。さらに大森宰判の各村へ総額一八〇〇両の貸付が行われた。ただし、この貸付については、次のように評された。

一村につきては実に纔の金に相成り候へば、とても窮民救ひと申すことにも相至らず、また御上納のたし金と申す程のことにも相成らず候へども、一村へ割つては聊かながら御上様の御手元にては千八百両位にも相成り候へば、彼は御仁恵の至りなり

一八〇〇両の貸付金も、領内の一村当たりではわずかの金額となり、窮民のお救いとしても、御上納の足しとしても十分ではないが、御仁恵の至りであると、条件

(傍線筆者)

を付した上での御仁恵としており、長州藩の救民施策に対する評価についても変化がみられる。

宰判成立後の長州藩の施策をめぐって、松島はしばしば「嚴重」であるとの認識を記しているが、大森宰判の代官である武田の明治二年（一八六九）七月の大庄屋役設置の伺いから、武田の幕府領支配に関する認識をみてみよう。

本書之通被仰付候事

裁判大森之儀者旧幕隔絶御代官所故、大様之沙汰而已ニ而、年々御物成米銀相備り候得者、其余大概ニ而相済、只今日之諸沙汰事を初公事喧嘩之所置等、内地とハ事替り候事も有之哉、拙者御役被仰渡候已後、内地諸郡同様被仰付との御沙汰筋ニ付、万事其心得を以致所勤候得共、内地勘場役人杯と申者ハ一向無之、過ル寅年兵士打入之砌土人之内、算用師名目之者兩人被差出、諸沙汰受継、是以地下ニ而之重立候者と申部ニ而も無御座、旧貫勘定立大略心得、其職ニ相当候故、其後御代官所ニ被仰付、今以相勤外ニ御用達、大組取締り役之者、裁判所日々出勤者不致候得者、彼等之内其外ニ而茂、内地ニ而之大庄屋役相勤候様成者人撰之致内詮儀候得共、初而之役席一ツニハ土人之内氣向等如何可有御座哉、彼是懸念も御座候、右ニ付裁判郡中仕組方トノ儘成者一人撰拵之上可申出候間、一応被差出先一ヶ年程其職掌者、差向難村仕組筋取調之第一ニ大庄屋役之所勤申付見度、左候而事之成不成見糺之上、大庄屋役被差立候ハ、公私之御為筋ニも相成可然哉ニ奉存候、孰れ裁判所難村之村方諸仕組事を初物座取開キ等ニ付而者前断役席之者を以諸事被仰出候御沙汰筋を、初次ニハ下り申立候情実等受継小民共江も説得致せ不申而者難解事柄多く、始終簡易之目途難相立ニ付、何卒申出之通被遂御詮儀候様、且又右役席年中御心付銀其外被下物之儀者、是迄算用師被立下候振合も御座候事ニ付、掠了相立別紙を以可申出候間、宜御詮儀御沙汰可被下候事

七月

武田伊兵衛

（傍線・破線筆者）

傍線部の記述によれば、大森は隔絶の地の代官所であったため「大様之沙汰」のみで、毎年の年貢米銀の徴収ができていれば、それ以外は「大概」で済まされていたとの認識であった。このような認識を持った武田による施策は、幕府領の領民にとっては「嚴重」なものとなったのかもしれない。

長州藩は浜田藩領、幕府領の領内化政策の強化へ向けて、明治元年十月一日に、郡奉行小幡図書による巡察と民政に関する八条の告諭書の布達を行った。

告諭書の概要は、冒頭において、郡奉行は代官を管轄する職務で、領民の撫育、年貢米銀の徴収、代官所よりの申し立ての沙汰を行うと述べた上で、以下のことが達せられた。

- ① 当地については、慶応二年より長州藩が民政を担っており、幕長戦争以降の領民の置かれた状況を不憫に思っていること（第一条）
- ② 「日本国中は天子の御国」であり、それを諸侯に委任されているので、防長両国と石見国は「御政道筋」に差別はないこと（第二条）
- ③ 大森、浜田に「県令座」（代官所）を設け、役所機構を整備すること（第三条）
- ④ 年々の豊凶は自然の理であるので、その対策として「困穀」の準備を行う、また有徳の者は自力困も行うこと（第四条）
- ⑤ 長州藩において毎年達せられる「郡中制法」があり、追ってそれを申し聞かせること（第五条）
- ⑥ 諸村においては、徒党を組んで訴訟を起こし、望みを遂げようとする動きもあるが、朝廷からの説諭もあったので慎むべきである。年貢徴収と支出については長州藩では非常に嚴重に行ってきた。当地の年貢徴収と支出の在り方を急に変更することは難しいが、将来的には長州藩と同一の仕法とするので、訴訟のようなことは慎むこと（第六条）
- ⑦ 大森、浜田の「県令所」（代官所）の門前に「聞取箱」を設けるので、願

出のある者は、本来ならば地下役人の順を経て申し出るべきであるが、願いの詳細と氏名を記して箱へ入れておけば代官が詮議を行うこと（第七条）

⑧ 高寿・善行人などに対して鳥目、救米を支給すること（第八条）

以下、特徴的なものをみていこう。⑤の郡中制法の読み聞かせについては、既に四月二十七日の段階で示されている。この郡中制法は、長州藩の地方支配に関する基本法で、毎年一月十一日に代官が管下の庄屋・畔頭を集めて読み聞かせが行われる祖法であった。これは長州藩の地方支配の祖法の導入を意図するものであり、それが果たされたかについての詳細は不明であるが、温泉津において「郡中御制法」と表題のある郡中制法の写し（全二十七条のうち、前半の十三条を欠く）が残されていたことからすると、実施されていた可能性が考えられる。⁴⁰

また、⑥では訴訟などの行為を慎むことを沙汰した上で、年貢徴収については、四月二十七日においては旧慣を引き継ぐとしていたものが、将来的には長州藩と同様の仕法とするとされており、②での「御政道筋」に差別はないとの達しや⑤の郡中制法の導入とあわせて、長州藩と同様の民政の確立と行財政機構へ組み込む明確な意図が示されたといえよう。

一方で願書上申の手続きについては、長州藩の意図は貫徹しなかったようである。⑦にあるように「聞取箱」が設けられることとなり、長州藩における地下役人の順を経ての願書上申の手続きではなく、願出のある者が直接「聞取箱」へ提出するという手続きとなった。

こうした動きに加えて、大森宰判の代官武田は、大庄屋役を設けた民政を企図していた。先にみた大庄屋設置の伺いの破線部の記述をみていこう。

まず、長州藩における宰判の役所である「勘場」で日々勤務をした「勘場役人」⁴¹という地下役人はおらず、「旧慣勘定」の大略を心得た者を算用師として採用している状況のなか、幕府領における御用達や大組取締役という地下役人の者たちは、役所へ日々出勤はしてこないが、彼らの中から大庄屋を選出したいとし、それが

「公私之御為筋」にもなるとして、大庄屋の設置を伺った。武田が意図していたのは、大庄屋をはじめとした勘場役人たちに地域行政の実務を担当させた長州藩の宰判における地域行政のあり方の導入に他ならない。また、それは武田が、大庄屋という存在が民政において「公私之御為筋」となる重要な存在であると認識していたことの現れでもあろう。この伺いは許可されたが、翌月には大森県が設立されることとなるので、恐らく大森宰判において、大庄屋が設置されることはなかったと考えられる。

次に、当該期に長州からやって来て村々をまわり忠孝談を行った佐伯八雲という人物についてみておこう。「松氏春秋」には佐伯に関する三度の記述がみられる。

慶応四年閏四月の記述では、「自国の自慢を交ぜ忠孝談上手の由なれども」、宿で大酒を飲み、逗留の費用に三十両もかかったとして「忠孝談も口中談なりと諸人悪説する由」と悪い評判が立ったと評している。同年五月に記述においても、佐伯は川本町へ現れ、隣村の領民を集めて忠孝談行ったが、ここでも女性を集めて深夜まで歌舞におよび「言語道断入用」が掛かったとして、「忠孝談などと仰せられる人軀の所作にてこれ無く、右の事にては村方費のみにて一統の者奢の手本と相成ること故、皆々退村を喜び候と見えたり」と、忠孝談をする人物の所作ではないと評し、人々もその退村を喜んだと記している。このように佐伯の人となりや忠孝談については、その素行の悪さから非常に批判的であったといえよう。

しかし、明治元年十月二十八日の佐伯の忠孝談については、次のように記される。

長州佐伯八雲と申す人、忠孝談に来る、当村西光寺にて式千石九ヶ村を召し出す、それより都賀本郷に行き談ず、談上に云はく、九月廿三日、朝敵会津肥後守落城、会津侯剛猛の嘶これあり候処、落城前は会津方より望みとして、長州方と有無の義戦に及びたき由望みにつき、飛び道具一切双方相止め、その時鎗剣のみの戦に会津方敗北多く終ひに城落ち、会津侯父子城中に土穴を掘り潜み居り候由、実に無武の至りなり、その外東軍皆降参なり、会津領またく長州

へ御支配に相成り候につき、豊右防長、会津へ各出張所八十何ヶ所の由

(傍線筆者)

三度目にはじめて佐伯の忠孝談の内容が記されている。九月二十三日(実際は九月二十二日)に会津が落城したこと、会津藩主父子は城中に穴を掘って潜んでおり、無武の至りであったこと、会津領も長州藩の支配下となったことを語ったと記している。内容については、会津の落城以外は事実と異なる内容であるが、これまでの佐伯の人物評や忠孝談にみられた批判的な評価は記されておらず、この談話の内容が、すべてではないにしても、領民たちに事実として認識された可能性もあるであろう。

この忠孝談を行った佐伯八雲に対しては、大森宰判の明治元年勘定帳⁽⁴²⁾の支出に佐伯八雲の旅費三六両、大森から山口人足賃三分三朱、佐伯八雲門弟の旅費一七両が計上されている。つまり、佐伯は長州藩の命を受けて大森宰判において忠孝談を行った人物であった。そして、佐伯が行ったのは単なる忠孝談だけではなく、当時の情勢について虚実を織り交ぜて、長州藩の優位な内容を語ることで、民心収攬を図ることであったといえよう。

最後に、大森県が設立され、長州藩民政が終焉を迎えた際に起きた年貢徴収をめぐる訴訟について、明治二年十月の記事をみておこう。

ことの経緯は、井戸谷善右衛門という人物が「去る寅年以来国内御取立向きにつき、長州御無理これ有り候由にて」と、慶応二年以来の幕府領における年貢徴収を長州藩が無理に行ったということを、大森県の権県知事として赴任してきた真木直人に駕籠訴したところ、真木は長州県令に問いただし、長州県令と善右衛門が対決することとなったとされる。そして、善右衛門は以下の主張を行った。

伝馬入用 これは御上米大阪より江戸までの運送駄賃の由、徳川代御取

立尤もなり

六尺給米 これは太政官給米の由、徳川御取立御尤もなり

御口米 銀納にても長州御取立て、米納にても御取立て、八重取りな

され候由、徳川とちがひ

小玉切替賃 これは徳川御時代銀・金・銀札何れにても当時通用のものは

御取立、大阪にて正金に御量替へ、江戸へ御上し相成り候切賃の由、御尤もなり

御蔵米 これは江戸にて御上米積立ての御蔵入用の由

右の品々先づ伝馬入用、当時は太政官までのこと故、大坂より江戸までの駄賃は要らざること、六尺給米も代官なきこと故か要らざること、御口米は八重取りなり、小玉切賃は長州公は正金の外御取りなされず候につき要らざること、御蔵米も江戸の蔵へ納めざる故御無理の由、右の外大坂御値段受け忤都合御無理の御取立て、去る寅年より当已まで四年分にて、国内にては金子に積もり拾万両余長州御引込みの由なり

(傍線筆者)

概要は、①幕府領の村への付加税である高掛三役の伝馬宿入用、六尺給米、御蔵前入用は徴収の理由がない、もしくは過剰に徴収された、②御口米は重複した徴収がなされた、③小玉切賃については、大坂での正金への両替にかかる経費であり、長州藩は正金でしか徴収しなかったため不要な徴収である、④慶応二年から明治二年までの四年間に金一〇万両余りを長州藩が取得したことを訴えた。長州藩は年貢徴収については、旧慣維持の方針で行ったが、それは結果として、領民に無理な徴収と認識された部分や、徴収された米金の行方については領民の側からの疑いの眼差しもあったといえよう。

この年貢徴収をめぐる訴訟が、最終的にどのように決着したのかは不明であるが、先にみた明治元年の大森宰判の勘定帳によると、長州藩が徴収した米二万二五四石の内二五〇〇石(約一二%)、金九万七二七八両の内五万八七〇〇両(約六〇%)が、萩や山口へ移送されており、大森宰判の年貢徴収の内、かなりの額が長州藩へ移送されていたことが明らかとなる。そして、長州藩はそれらを「然処従来無

余裕国計を以て額外之兵員増置候儀、常人之租税ニ而ハ逆も引足り不申、今日迄僅ニ取続候者、全く給を豊石両地之人ニ取り候事ニ有之⁽⁴³⁾と、当時、膨張していた軍事費に充当していたのである。

おわりに

幕末維新期の石見国における長州藩民政は、その初期においては頻発した一揆の鎮圧を行うとともに、年貢減免やお救いなどを実施することで、地域の安定を図った。そして、預かり地となったことを契機に、宰判の成立による領内化を推し進めるとともに、厳格な年貢徴収をも実施し、そこで得た収入を軍事費に充当するなどして、長州藩の行財政機構に組み込んでいった。さらに実現はしなかったようであるが、代官による大庄屋設置の企図は、長州藩における宰判と同様の地域行政機構の構築を目指すものであったといえよう。しかし、変更を意図しつつも、できなかった年貢徴収の仕法や願書上申の手続きでも明らかのように、全ての事柄において長州藩同様とすることはできなかった。

幕長戦争および長州藩民政において注目すべき点に、領民に対する情報の活用と長州藩の優位性や正当性の宣伝があげられる。幕長戦争の戦時下における長州藩の軍事情報の流布は、地域住民に長州藩が優勢であるという認識を醸成したであろうし、少なからず戦局にも影響を与えたと考えられる。また、隊士自身の体験談、僧による「越境趣意」の講釈、佐伯八雲の忠孝談など、様々な手段を講じて領民に対して長州藩の優位性や正当性の浸透を図り、地域における長州藩への支持の獲得と安定的な民政の展開を目指したといえよう。

最後に、大森県成立によって長州藩が退去した後の幕府領の状況をみておこう。

「松氏春秋」明治三年一月には次のように記されている。

村々大困窮につき乞食実に多く餓死甚だ多し、数知れざる有様にて大村は三百人・四百人、小村は五十人・百人の乞食にて、とても重立ち候者より恵むと申

しても手届き申さず、所詮宇津井・都賀本郷・都賀西辺にて言語道断の乞食なり、当村にも正月頃に四人餓死す、乞食これに準ず、山賊・海賊その外野荒し・小盗人・人殺しあるいは追剥ぎ言語道断多く、聊か一里・二里の旅行も安堵相成らず、その上長州御引取りの後は国内懦弱に相成り色々の変事多く、諸人朝政を飽き果て候風情なり、一応誌し置くなり
(傍線筆者)

この年は村々が大困窮により、多くの乞食、餓死者も発生し、有徳層による救済も十分な対応ができなかった。また、山賊、海賊、盗人、人殺しも多く、近距離の旅行すらままならないほど治安も悪化していたとされ、長州藩退去後は「国内懦弱」の状況となっており、人々は「朝政を飽き果て候風情」であったと伝えている。

当該期の石見国における長州藩の存在は、長州藩の思惑は別として、統治者が不在となった地域の民政や治安維持に安定をもたらすものであったといえよう。そのため領民は、それが果たせなかった新政府に対しては失望の念を抱いている。

このように「松氏春秋」には、年貢徴収の状況に一喜一憂し、仁政を希求しながらも、それだけではなく徴収された年貢やその行方に正しさを求めた、地域に生きていた人々の姿が記されている。このような人々が生きた幕末維新期の島根における地域社会が、どのように変容していったのかについて、今後も様々な視点から検討していく必要がある。

註

- (1) 小野正雄『幕藩権力解体過程の研究』(校倉書房、一九九三年)。また、当該期の政治過程や政治体制の分析については、青山忠正『明治維新と国家形成』(吉川弘文館、二〇〇〇年)、久住貞也『長州戦争と徳川将軍』(岩田書院、二〇〇五年)などを参照。
- (2) 末松謙澄『修訂防長回天史』(末松春彦、一九二二年)。
- (3) 矢富熊一郎『維新前後石見乃戦』(島根郷土史会、一九六五年)。
- (4) 三宅紹宣『幕長戦争』(吉川弘文館、二〇一三年)。
- (5) 三宅紹宣『幕長戦争』(吉川弘文館、二〇一三年)、一九三―一九四頁。
- (6) 拙稿「幕末長州藩の石見・豊前における地方支配」『瀬戸内海地域史研究』七、一

九九九年)。

- (7) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)、本史料は忠正公一代編年史編纂に従事した中村弼によりまとめられたもので、石州口の戦いに関する長州軍からの報告のほか、幕府側の報告や福岡藩士の探索報告などを収める。

- (8) 「松氏春秋」(大和村誌 上) 所収、大和村、一九八一年)、本史料は宮内村の医師松島益軒が記した記録で、長州藩の軍事行動や民政の諸政策、地域の経済動向、地域住民の動向や意識など、多岐にわたる内容が記される。

- (9) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)。

- (10) 「四境戦争一事 三」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 三八、『山口県史 史料編 幕末維新4』所収、山口県、二〇一〇年、七三九〜七四〇頁)。

- (11) 「四境戦争一事 三」(山口県史 史料編 幕末維新4、七四〇〜七四一頁)。

- (12) 石州口的主力部隊は、南園隊、精鋭隊、清未育英対、北第一大隊、第一大隊、第二大隊、第四大隊などであり、奇兵隊は小倉口の戦い的主力部隊であった。

- (13) 「四境戦争一事 三」(山口県史 史料編 幕末維新4、七四〇〜七四一頁)。

- (14) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)。

- (15) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)。

- (16) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)。

- (17) 三宅紹宣『幕長戦争』(吉川弘文館、二〇一三年)、一七六頁。七月十六日の戦闘での人焼失に対しても、「四境戦争一事 三」(山口県史 史料編 幕末維新4、七四七頁)には、分捕りとなった和歌山藩の兵糧から四俵を遣わし、消火を手伝ったとある。

- (18) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)。

- (19) 三宅紹宣『幕長戦争』(吉川弘文館、二〇一三年)、一七九〜一八〇頁。

- (20) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)。

- (21) 「山口県史 史料編 幕末維新4」、七四七〜七五〇頁。

- (22) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)。

- (23) 「四境戦争一事 三」(山口県史 史料編 幕末維新4、七五〇頁)。また、「石州口戦争彙事」には「浜田侯ニハ前日ニ立除候御沙汰家中共江相成候与申事ニ御座候」とある。

- (24) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)。

- (25) 「城山公園整備事業に伴う県史跡浜田城跡発掘調査報告書」(浜田市教育委員会、二〇一〇年)。

〇二〇年)。

- (26) 代官鍋田三郎右衛門とともに大森を退去した銀山附地役人の動向については、拙稿「石見銀山の幕末を生きた武士―「石見銀山附地役人」の明治維新」(『石見銀山の社会と経済』、島根県教育庁文化財課世界遺産室編、二〇一七年)を参照。

- (27) 三宅紹宣『幕長戦争』(吉川弘文館、二〇一三年)、一八八〜一九〇頁。

- (28) 拙稿「幕末長州藩の石見・豊前における地方支配」(『瀬戸内海地域史研究』七、一九九九年)。

- (29) 現段階で進藤判三と三浦彦衛について詳細は不明であるが、進藤判三については「諸隊惣人員帳」の八幡隊の使役兼書記に進藤判蔵の名前が確認できる(『山口県史 史料編 幕末維新6』、九八八頁)。同一人物である可能性が高いと考えられる。

- (30) このほか進藤は、真偽のほどは定かではないが、自身の禁門の変や倉敷浅尾騒動での活躍、長州藩の敵は松江藩、和歌山藩、会津藩、高田藩、彦根藩、津藩であること、長州藩には自分よりも知略に長けた軍師が八〇人はいることなどを語ったとされる。松島は進藤のことを「実に天文地理に至るまで御名將と拝見」や「言語道断の賢才」と評している。

- (31) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)。

- (32) 「石州口戦争彙事」(山口県文書館、毛利家文庫 六六 四境戦争一件 四六)。

- (33) 「石州大森長州本陣民政方沙汰控」(山口県文書館、毛利家文庫 一一 政理 一七七)、『山口県史 史料編 幕末維新4』、七六三頁。

- (34) 拙稿「幕末維新期における萩藩の「勘場」と「勘場役人」―小郡宰判を事例として―」(『九州史学』一三七・一三八、二〇〇三年)を参照。

- (35) 拙稿「幕末長州藩の石見・豊前における地方支配」(『瀬戸内海地域史研究』七、一九九九年)。

- (36) 「天朝御沙汰控 忝」(山口県文書館、毛利家文庫 一 雲上 二六)。

- (37) 「豊石万控 天」(山口県文書館、毛利家文庫 一一 政理 一七九)。

- (38) 拙稿「幕末長州藩の石見・豊前における地方支配」(『瀬戸内海地域史研究』七、一九九九年)。

- (39) 「大森宰判本控」(山口県文書館、宰判本控 二二八)。

- (40) 拙稿「温泉津に伝わる長州藩「郡中緒制法」」(『石見銀山研究』三、二〇一三年)。

- (41) 宰判の役所となる「勘場」に勤務した大庄屋、御恵米方、算用師という地下役人で、大庄屋は年の大半を勘場に勤め、宰判の地域行財政を担当し、御恵米方は大庄屋の職務全般を補佐し、算用師が主に算用関係の事務を担当した。拙稿「幕末維新期にお

る萩藩の「勘場」と「勘場役人」―小郡宰判を事例として―」『九州史学』一三七・一三八、二〇〇三年）を参照。

(42) 「大森部署御所務米銀受払勘定下ヶ一紙」(山口県文書館、県庁伝来旧藩記録 五六九)。帳簿の詳細については拙稿「幕末長州藩の石見・豊前における地方支配」『瀬戸内海地域史研究』七、一九九九年）を参照。

(43) 「朝廷エ御願出控」(山口県文書館、毛利家文庫 一 雲上 四三)。